

## 四日市市プレミアム付商品券発行事業実施規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 四日市市プレミアム付商品券発行事業は、四日市市内で使用できるプレミアム付商品券を発行し、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 商品券発行団体は、四日市市プレミアム付商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

2 実行委員会は、四日市市・四日市商工会議所・楠町商工会・四日市商店連合会・四日市観光協会で組織する。

#### (実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和元年6月7日から令和2年5月31日までの間とする。

#### (商品券の販売内容)

第4条 発行する商品券は1冊4千円とし、1冊は、額面1枚500円の10枚綴りとする。

2 発行見込み額は、対象者すべてに発行した場合を想定し、発行総額14億2千5百万円、その20%にあたる2億8千5百万円をプレミアム分とする。

#### (券面表示事項)

第5条 商品券の券面に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体名
- (2) 利用可能な金額及び期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭への対応
- (5) 紛失、盗難等の免責

### 第2章 商品券の販売

#### (購入対象者)

第6条 商品券の購入対象者は下記①、②とする

- ① 令和元年度扶養外住民税非課税者
- ② 平成28年4月2日～令和元年9月30日までに出生した子（以下、「対象児童」という。）が属する世帯の世帯主

#### (購入限度額)

第7条 商品券は、対象者1人につき20,000円（5冊・券面額25,000円分）まで販売できるものとする。ただし、②の該当者については対象児童の数を乗じた額

(販売期間等)

第8条 商品券の販売は、令和元年10月1日(火)から令和2年2月14日(金)とする。

- 2 四日市市が交付した購入引換券を提示した購入対象者、その代理人又は使者に商品券を販売する。この場合、公的身分証明書の写し等により本人を確認する。ただし、購入対象者の代理人又は使者については、代理権等を示す書類を提示する等の方法により、当該購入対象者の代理人又は使者であることを確認する。
- 3 プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に販売単位一単位当たり一回、市が別に定める確認印を押印する。
- 4 前項の確認印を五回押印した購入引換券については、購入対象者の氏名及び住所の箇所に確認印を押印し、近傍に失効と朱書きすることをもって失効させる。

(販売所等)

第9条 商品券の販売は、四日市商工会議所、楠町商工会、四日市観光協会、実行委員会が指定する金融機関(以下指定金融機関という)の店舗、または実行委員会指定場所(以下「指定場所」という。)において行うものとする。

(商品券・販売代金の取り扱い)

第10条 発行した商品券及び商品券の販売代金の取扱いは、安全かつ確実な方法により事故がないように最善の注意を払うものとし、実行委員会、指定金融機関、実行委員会が指定する管理会社と協議の上定めるものとする。

(商品券の販売周知)

第11条 商品券の販売についての周知方法は、次の方法とする。

- (1) 実行委員会構成団体広報誌(四日市市広報、商工会議所・商工会広報等)
- (2) 新聞・テレビ等のマスメディア
- (3) その他

### 第3章 商品券の利用

(利用期間)

第12条 商品券の利用期間は、令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)までの間とする。

尚、上記の利用期間を経過しても使用されなかった商品券は無効とする。

(利用限度額)

第13条 1回の購入に対する商品券の利用限度額は2万5千円までとする。

(利用店舗)

第14条 商品券を取り扱うことができる店舗(以下「加盟店」という。)は、第21条により加盟店登録をした店舗とする。

(対象商品等)

第15条 商品券は、加盟店が取り扱う商品及びサービス等について利用できる。ただし、次のいずれかに該当するものには利用できない。

- ①国や地方公共団体等への支払い。(税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金)
- ②出資金及び債務の支払い。
- ③有価証券、商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い物の購入。
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ⑤取扱い加盟店自らの事業上の取引。(商品の仕入れ等)
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ⑦たばこ(法律により定価販売が決められているため)
- ⑧土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。

(釣銭)

第16条 商品券の券面額に満たない利用に対する釣銭は、支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第17条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失及び滅失は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第18条 商品券偽造等の不正利用により本事業に損害を与えたときは、不正利用者に損害金の全額を賠償させるものとする。

#### 第4章 加盟店

(加盟店の募集)

第19条 加盟店募集のための周知方法は、実行委員会構成団体広報誌等、マスメディア、その他の手段により広く周知するものとする。

(加盟店の登録資格)

第20条 加盟店の登録資格は、本事業の趣旨を理解するとともに参加を希望する事業所等であって、かつ四日市市内に店舗等の営業拠点を有する者で、以下に該当するものを除く。

- ①第15条(1)「商品券の利用対象にならないもの」に記載のものを主に取り扱う事業者。
- ②役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- ③特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ④その他、実行委員会がふさわしくないと認めた事業者。

(加盟店の登録手続き)

第21条 加盟店の登録を希望する者は、実行委員会を構成する所属団体に、「取扱加盟店登録申請書兼誓約書」を提出し、審査を経て加盟店として実行委員会の承認を得るものとする。

尚、複数の店舗を有している事業者が登録を行う場合は、1店舗ごとに申請をするものとする。

- 2 実行委員会は、承認後、当該申請者に対し承認印を押印した申請書を返送するものとする。また、実行委員会は承認を受けた申請者に対して後日、説明会を開催するものとする。説明会開催の際、加盟店用 PR グッズ（ポスター・ステッカー・卓上のぼり旗等）を渡すものとする。
- 3 登録申込み期間は、令和元年8月1日(木)から令和元年12月20日(金)までとする。

(換金方法)

第22条 加盟店が商品券を換金する場合は、換金期間内に口座を有する四日市市内の商品券換金取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という）に使用済商品券と商品券換金受付書を提出し、換金を依頼する。（取扱金融機関は、別紙の一覧表に記載された金融機関を参照）

(換金期間)

第23条 加盟店が利用者から受け取った商品券は、毎月14日又は28日、（14日又は28日が土日・祝日の場合はその翌営業日）までに取扱金融機関へ持参したものを換金するものとする。14日のべ分は、29日～14日べの商品券換金受付分が28日に入金、28日のべ分は、15日～28日の商品券換金受付分が翌月14日に入金される。換金受付日も、土日・祝日の場合はその翌営業日となる。但し、最終の換金受付は令和2年3月23日（月）まで、最終の入金は3月30日（月）とする。

- 2 最終の換金期間を経過した後は、商品券を一切換金することはできないものとする。
- 3 入金は、換金手続きを行った取扱金融機関の加盟店指定口座へ入金する。

(加盟店の責務)

第24条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面どおりの商品の販売及びサービス等の提供を行うことはもちろん、積極的な販売促進活動に努めること。
- (2) 実行委員会が配布する加盟店ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、別途配布するステッカーもしくは卓上のぼり旗を使用し、利用者が分かり易いように努めること。
- (3) 利用者から受け取った商品券は、裏面に加盟店名を押印又は記入すること。
- (4) 他店名を押印又は記入のある商品券は、受け取りを拒否するとともに、直ちに実行委員会に申し出ること。

- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、直ちに実行委員会に申し出ること。
- (6) 商品券を自らの事業上の取引（商品仕入等）に使用しないこと。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は禁止する。
- (8) 実行委員会が、本事業に関する調査等を行う場合、協力を拒まないこと。
- (9) 本規約各条項の定め及び実行委員会の指示を遵守すること。

（加盟店資格の喪失等）

第25条 前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店登録の取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。また、違反内容によっては、実行委員会を通じて消費者に公表する場合もあるものとする。

2 前項の規定により、加盟店資格を喪失した場合は、利用者から受け取った商品券の換金等、実行委員会に対する一切の権利を失うものとする。

3 加盟店の都合により加盟店資格の取り消しはできないものとする。

（紛失等の責務）

第26条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失及び滅失は加盟店の責務とする。

（届出事項の変更）

第27条 加盟店は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会へ届け出るものとする。

## 第5章 雑則

（返還請求等）

第28条 商品券を購入した者が、次のことを行った場合は、実行委員会は、プレミアム相当額の返還を請求することができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 加盟店自らの商品仕入れ等に利用すること。
- (4) その他本商品券の目的に相反する行為

（実行委員会の責務）

第29条 実行委員会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金の為に使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等の記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行い、全ての商品券を金庫等に保管すること。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、直ちに実行委員長に報告するとともに、盗難、紛失した商品券の番号等を加盟店へ通知すること。
- (5) 上記の各号の他、商品券発行业に必要なる管理運営を行うこと。

（紛失等の責務）

第30条 実行委員会の故意又は過失による商品券の盗難、紛失及び滅失は実行委員会の責務とし、その損害の補填をするものとする。

(裁判管轄)

第31条 本事業の実施に関し訴訟等の必要が生じた場合は、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第32条 この規約に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴う必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和元年6月7日から施行する。

三重銀行	百五銀行	第三銀行	北伊勢上野信用金庫
本店営業部	四日市支店	中央通支店	本店
四日市駅前支店	富田支店	四日市支店	富田支店
大矢知支店	富田駅前支店	日永支店	川原町支店/
西支店	四日市駅前支店	西阿倉川支店	阿倉川支店
四日市市役所内支店	川原町支店	松本支店	高花平支店
富田駅前支店	楠支店	富田支店	中部支店
塩浜支店	日永支店	大矢知支店	日永支店
追分支店	四日市西支店		塩浜支店
新道支店	阿倉川支店		あがた支店
三重支店	生桑支店		松本支店
桜支店	あかつき台出張所		常磐出張所
常磐支店	桜支店		
四郷支店	松本支店		
北勢市場支店	追分支店		
阿倉川支店	笹川出張所		
楠支店			
川島支店			
日永支店			
大矢知支店			
久保田支店			
山城支店			